

平成27年 6月29日

宗像市議会
議長 吉田 益美 様

総務常任委員会
委員長 神谷 建一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

第65号議案 宗像市空き家等の適正管理に関する条例を廃止する条例について

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）が施行されたことに伴い、宗像市空き家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）を廃止するため、条例案を提出するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 既存の条例の目的及び内容は、今回施行された特別措置法の中では網羅されているため、条例及び規則を廃止する。
- 2 特別措置法の施行による今後の市の対応について
(1) 庁内の連携組織の設置、市内全域を対象とした空家の実態調査、第三者で構成する協議会の設置、市独自の基準を加味した特定空家等判断基準（ガイドライン）、空家等対策計画の策定等を行う。

(2) 放置すれば著しく保安上危険、著しく衛生上有害となるおそれのある等の状態の空家を特定空家等と定義し、市のガイドラインに基づいて、専門家等の意見を参考に市が認定する。市は特定空家と認定した建築物等の所有者等に対し、除去、修繕等の必要な措置を図るよう助言・指導、勧告、命令等を行う。

(3) 市が保有する固定資産税情報等の内部利用が可能となるため、空家の所有者等の迅速な特定が可能となる。所有者等を把握できない場合については、略式代執行が可能となる。

(4) これまで市民からの情報提供により行ってきた空家への対応が、特別措置法の施行により市が主体的に実施できることとなった。実態調査の結果、空家の所有者等へ適正管理の要請、法律の趣旨の周知等を実施することで、特定空家等と認定される建築物の減少が期待される。また、実態調査後に、所有者等への意向調査を実施し、所有者等の同意を得て不動産業者等へ情報を提供することで、空家の利活用を進める。

(5) 措置の勧告が実施された特定空家等に係る土地については、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第66号議案 宗像市税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、宗像市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、条例案を提出するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 法人市民税の課税対象の定義に関する変更について
現行では、課税対象の判断基準である「恒久的施設」を法人税法の規定によって定義しているが、この根拠を地方税法に変更する。
- 2 市民税所得割の課税標準に関する追加規定について
平成27年度税制改正により、所得税における1億円以上の証券を持つ者に対する国外転出時の課税が創設されたが、課税対象とされるみなし所得については市民税は課税の対象としない。
- 3 たばこ税の税率の特例に関する附則の廃止について
これまで適用されてきた旧3級品銘柄の紙巻たばこの税率の特例を、4年間で段階的に廃止する。現行1,000本あたり2,495円を、平成28年度は2,925円、平成29年度は3,355円、平成30年度は4,000円、平成31年度は5,262円とし、現在の一般のたばこと同様の税率とする。
- 4 第36条の3の3第4項と附則第4条の改正は、規定する根拠法の条項がずれたことに伴う変更であり、内容の変更はない。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。